

鹿足郡事務組合告示第 2 号

下記のとおり一般競争入札を行うので、津和野町建設工事等一般競争入札実施要綱（平成 22 年津和野町告示第 45 号。以下「実施要綱」という。）第 4 条の規定を準用し公告する。

令和 7 年 4 月 25 日

鹿足郡事務組合 管理者 下 森 博 之

1 入札に付する事項

- ア 工 事 名 令和 7 年度鹿足郡事務組合
ケーブルテレビネットワーク耐災害性強化事業
（令和 6 年度補正予算ケーブルテレビ複線化等整備支援事業）
- イ 工事場所 島根県鹿足郡津和野町日原
島根県鹿足郡津和野町池村
島根県鹿足郡吉賀町柿木
- ウ 予定工期 令和 8 年 3 月下旬
- エ 工事概要 受信点設備工事 一式
送受信設備工事 一式
電源設備工事 一式
ヘッドエンド設備工事 一式
番組制作設備工事 一式

2 入札参加資格

- ア 入札参加資格業種 電気通信工事
- イ 建設業許可 一般建設業もしくは特定建設業
- ウ 建設業法第 3 条第 1 項に規定する本社（本店）または営業所（支店）を中国 5 県（島根県、山口県、広島県、鳥取県、岡山県）のいずれかに有する者とする。
- エ 施工実績
総務省補助事業を活用した電気通信工事（発注機関は地方公共団体とする。）
において、元請として過去 10 年以内に完成した実績を有すること。
- オ 配置技術者
 - ①主任（監理）技術者を本件工事現場に専任で配置できること。
 - ②第 1 級 CATV 技術者若しくは CATV 総合監理技術者の資格を有し、かつ、地方公共団体が発注した電気通信工事において主任（監理）技術者としての実績があること。但し、下請契約の請負代金総額が 5,000 万円以上になる場合は、監理技術者資格者証（5 年以内に監理技術者講習を受講したもの）を有すること。
 - ③配置予定技術者は、入札に参加しようとする者と本件工事の競争参加資格確認

申請日前3ヶ月以上の雇用関係にあること。

- ④配置予定技術者として競争参加資格確認申請時に配置予定者が特定できない場合には、複数の技術者を配置予定として申請することも可とするが、その場合には、配置技術者に優先順位を付けること。また、施工にあたって配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者が変更できるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。

落札した場合には、その優先順位の順に配置技術者の審査を行う。

- ⑤複数の工事に同一の技術者を配置予定として申請することも可とするが、他の工事の落札者となったため、本件工事に技術者を配置することができなくなった場合は、本件工事の落札者となることはできない。この場合において、資格審査は原則として入札順に行う。

カ その他

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ②令和7・8年度津和野町建設工事請負契約競争入札参加有資格者名簿に登録された者であること
- ③告示の日から3のウの②に掲げる提出期限までの間に、津和野町建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱（平成18年津和野町告示第60号。以下「指名停止要綱」という。）による指名停止を受けていないこと。
- ④津和野町における町税（法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町県民税（特別徴収分））の滞納がないこと。
- ⑤消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑥次の各号のいずれにも該当しない者であること。
- (1)破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産の申立てがなされている者
 - (2)民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続の申立てがなされている者
 - (3)会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続の申立てがなされている者
 - (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
 - (5)役員等が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ⑦入札に参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係がないこと。
- (1)親会社と子会社の関係

- (2)親会社を同じくする子会社同士の関係
- (3)一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
- (4)(1)から(3)までと同視し得る資本関係又は人的関係

3 競争参加資格の確認

ア 提出書類

- ①競争参加資格確認申請書（実施要綱様式第1号）
- ②施工実績調書（実施要綱様式第2号）
- ③配置予定技術者調書（実施要綱様式第3号）
- ④業態調書（実施要綱様式第3号の3）

イ 上記の確認書類

- ①施工実績調書の記載内容を証明する CORINS の工事カルテ又は発注者が発行する証明書等とする。但し、鹿足郡事務組合発注工事の場合は、工事請負契約書の写しで可とする。
- ②配置予定技術者の資格者証等の写し及び入札に参加しようとする者との雇用関係が確認できるもの。
- ③消費税及び地方消費税等の滞納がないことを証明する書類

ウ 申請書類の様式の入手方法及び提出期限等

- ①申請書の様式は、サンネットにちはらのホームページ (<https://sn-catv.jp/>) からダウンロードするか、サンネットにちはらにおいて配布を行う。
- ②申請書の提出期限及び提出先は次のとおりとする。
提出期限：令和7年5月21日（水）午後5時まで
提出先：島根県鹿足郡津和野町池村 1997-1
鹿足郡事務組合 サンネットにちはら

4 設計図書等の配付等

- ア 仕様書等は、サンネットにちはらのホームページからダウンロードすること (<https://sn-catv.jp/>)。なお、パスワードを設定しているので、閲覧を希望する場合は「工事仕様書閲覧申請書」に必要事項を記入の上、FAX で申請すること。ただし、パスワードは2の力の②の条件を満たす申請者のみに付与する。

- イ 仕様書に関する質問（実施要綱様式第4号）の提出期限及び提出先は次のとおりとする。

提出期限：令和7年5月16日（金）午後5時まで
提出先：島根県鹿足郡津和野町池村 1997-1
鹿足郡事務組合 サンネットにちはら

ウ 質問書に対する回答は、原則として質問書の提出期限の翌日から起算して2日(休日を除く。)以内に、競争参加資格確認申請書を提出したすべての者に対し回答書により回答する。

5 入札の日時及び場所

日 時：令和7年6月2日（月）午前11時から

場 所：島根県鹿足郡津和野町枕瀬218番地18

津和野町役場本庁舎1階 第1会議室

6 入札方法等

ア 電報又は郵送等による入札は認めない。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載すること。

ウ 再度入札は2回とする。

エ 代理人として入札する場合は、委任状を提出すること。

オ 入札者又はその代理人は、入札に際し、同一工事について同時に他の代理人となることはできない。

カ 入札場所への入場は、競争参加資格確認申請書の受付印のある写しを提出すること。

キ 第1回の入札時に、工事内訳書を提出すること。なお、工事内訳書の様式は自由であるが、工事内訳書の工事価格（消費税を除く合計金額）は、第1回の入札金額と一致すること。

ク 工事内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

ケ 入札保証金は免除する。

コ 入札参加者が1人の場合は、入札を行わない。

7 入札の無効等

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 公告に掲げる資格のない者の行なった入札。

イ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行なった入札。

ウ 工事内訳書を提出しなかった者が行った入札。

8 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者について、競争参加資格要

件を審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合に当該入札をした者を落札者とする。

イ 落札者の決定は、原則として入札日の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内に行い、結果を公表する。

ウ 審査において競争参加資格がないと認められた者は、鹿足郡事務組合に対して理由の説明を求めることができる。

エ 同じ最低価格をもって入札した者が2人以上ある場合は、くじにより順位をつけ、その上位のものから競争参加資格要件を審査する。

9 契約、支払条件

ア 契約保証金は、契約金額に100分の10を乗じて得た額とする。この場合において、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行なった場合は、契約保証金を免除する。

イ 前金払等の金額は次のとおりとし、落札者は、中間前金払又は部分払いのいずれかを契約締結時に選択する。（契約締結後の変更はできない。）

前 金 払 契約金額の10分の4以内

中間前金払 契約金額の10分の2以内

部 分 払 2回以内

ウ ①当該工事に対して、津和野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年9月25日条例第52号）の規定を準用し議会の議決を必要とするため、津和野町契約規則（平成17年9月25日規則第37号）第24条第1項を準用し、仮契約とする。

②この仮契約は、議会の議決を得て本契約とする。

10 その他

ア 入札参加者は、本公告文、仕様書を熟読した上入札に参加すること。

イ 今回の入札においては、最低制限価格を設ける。

ウ その他、津和野町建設工事等一般競争入札実施要綱に定めるとおりとする。

11 入札担当課 鹿足郡事務組合サンネットにちはら

TEL：0856-74-2099 FAX:0856-74-2667